

別表 苫小牧市告示第 228 号

|   |               |                  |  |
|---|---------------|------------------|--|
| 1 | 工事番号・工事名      | ( 土 ) 75         | 錦岡3号明渠排水路護岸改良工事  |
| 2 | 工事概要          | 工事場所             | 苫小牧市錦西町3丁目2番地先   |
|   |               | 工期               | 令和4年6月10日 ~ 令和4年10月18日 (131日間)   |
|   |               | 実工期              | 工事着手日から103日間<br>工事着手期限:令和4年7月8日<br>※ 本工事は、苫小牧市余裕期間設定工事実施要領に基づき、余裕期間を設定した工事であり、受注者は、工事着手期限までの間で工事着手日を任意に設定することができる。落札決定後、契約締結日の前日までの間に、工事着手申出書を提出すること。                        |
|   |               | 工事の種類            | 土木一式工事   |
|   |               | 工事の概要            | 設計書のとおり  |
| 3 | 建設リサイクル法の適用有無 |                  | 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び、解体工事に要する費用を含めて見積もった上で入札を行うこと。契約時には同法に基づく「確認書」の提出が必要となります。 |
| 4 | 予定価格          | (税抜き)            | 事後公表   |
| 5 | 参加資格要件        | 構成員の数            | B又はC 等級1者の単体企業であること。   |
|   |               | 構成員              | 1 苫小牧市名簿において「 土木一式 」 の工種に登録されており、B又はC 等級である。   |
|   |               |                  | 2 苫小牧市内に建設業法における主たる営業所又は商業登記簿上の本店を有し、かつ市内に営業所を開設して3年以上経過していること。  |
|   |               |                  | 建設業法第26条に規定する主任技術者を配置できること。配置予定者は、申請者との間に配置予定技術者調書の提出日以前3ヶ月以上の雇用関係にあること。   |
|   |               | 参加不資格者           | 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。なお、書面は 6月15日までに、契約課まで持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。  |
| 6 | 入札書等の郵送方法     | 郵送方法             | ①ダウンロードした郵送用表紙を貼付した封筒を使用(長形3号)<br>②ダウンロードした入札書/内訳書/参加申請を①に封入<br>③郵便局にて一般書留又は簡易書留で配達日指定郵便で手続  |
|   |               | 配達指定日(入札書等締切)    | 令和4年6月7日   |
|   |               | 発送期間(指定日の11~3日前) | 令和4年5月27日 ~ 令和4年6月4日<br>※この期間に郵便局にて発送手続をすること。  |
| 7 | 入札日           | 入札日時             | 令和4年6月8日 9時30分   |
|   |               | 入札場所             | 苫小牧市役所 2階入札室   |

|    |             |       |   |
|----|-------------|-------|---|
|    |             |       | 最低制限価格を採用   |
| 8  | 落札者の決定方法    | 決定方法  | 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の最低の価格をもって入札した者を落札者とする。調査基準価格を下回る入札があつたときは、当該入札を失格とする。 |
| 9  | 支払条件        | 前払金   | 契約金額の4割以内に相当する額とする。   |
|    |             | 中間前払金 | 契約金額の2割以内に相当する額とする。   |
|    |             | 部分払   | 1回とする。ただし、中間前払金を選択した場合においては、部分払金は請求できない。                                    |
| 10 | 本工事の設計業務受託者 | 業者    | なし。   |
| 11 | 設計担当課       | 担当課   | 都市建設部維持課 0144-32-6111 内線2316  |
| 12 | 設計書の質疑等     | 方法    | 契約課ホームページ[入札情報]の該当工事の質疑欄から申請。<br>(質疑欄をクリックし、必要事項を入力)                        |
|    |             | 受付期間  | 令和4年5月24日 ~ 令和4年5月31日   |
|    |             | 回答期間  | 受付日 ~ 令和4年6月2日  |
|    |             | 回答場所  | 契約課ホームページ[入札情報]の該当工事の質疑回答欄に随時公表   |
| 13 | その他         |       | 現場代理人兼任可  |